

## 高圧ガス製造事業届（冷凍を除く。）

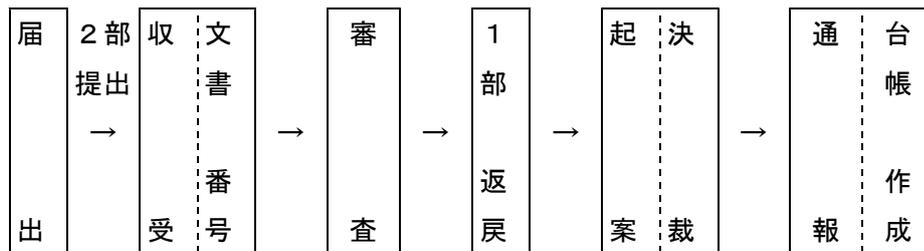
根拠法令

一般則第4条  
法第5条第2項第1号  
液石則第4条

適用

- ① 処理能力が100m<sup>3</sup>（第一種ガスは300m<sup>3</sup>）未満の設備を使用して高圧ガスの製造の事業を行う者
- ② 認定を受けた指定設備を使用して高圧ガスの製造の事業を行う者（現在のところの冷凍設備のみ）
- ③ ①及び②の設備を併せて使用して高圧ガスの製造の事業を行う者

手順



（事業開始の20日前）

必要書類

- 1 高圧ガス製造事業届書（一般則様式第2、液石則様式第2、コンビ則様式第2）
- 2 製造施設等明細書（記載すべき事項）
  - (1) 製造の目的
  - (2) 処理設備の処理能力
  - (3) 処理設備の性能
  - (4) 法第12条第1項及び第2項の技術上の基準に関する事項
  - (5) 移設等に係る高圧ガス設備にあっては、当該高圧ガス設備の使用の経歴及び保管状態の記録**  
（添付すべき書面又は図面）
    - ① 事業所全体平面図
    - ② 製造工程の概要を説明した書面及び図面
    - ③ フローシート又は配管図
    - ④ 高圧ガス製造施設配置図
    - ⑤ 機器等一覧表

- ⑥ 処理・貯蔵能力の計算書
- ⑦ ガス設備の気密な構造を確認する書類、高圧ガスの耐圧・気密性能試験成績書及び強度計算書に対応する事項（特定設備にあつては特定設備検査合格証、指定設備にあつては指定設備認定証、大臣認定品にあつては認定試験者試験等成績書）の写し

ただし、試験研究機関が処理能力15m<sup>3</sup>以下の高圧ガス設備（毒性ガス及び特殊高圧ガスに係るものを除く。）について製造の届出を行う場合は、次の添付書類を省略することができる。

① 事業所全体平面図（④高圧ガス製造施設配置図に事業所の境界線と警戒標の設置位置を併せて記載する場合）

② 製造工程の概略を説明した書面及び図面（(1)製造の目的に合わせて記載する場合）

⑥ 処理・貯蔵能力の計算書（(2)処理設備の処理能力に併せて記載する場合）

**必要に応じ添付を求められることができるもの**

- 1 法人登記簿謄本（個人の場合は住民票）
- 2 委任状（代表者以外の者が届出手続きをするとき）
- 3 上記①～⑦に掲げるものの他、法第12条第1項及び第2項の技術上の基準の確認に必要な書面又は図面。

**審査**

- 1 製造のための施設の位置、構造及び設備が規則（一般則第10条、液石則第11条）で定める技術上の基準に適合するものであるか審査。
- 2 製造の方法が規則（一般則第10条、液石則第11条）で定める技術上の基準に適合するものであるか審査。

※ 第2種製造者のうち処理能力が30m<sup>3</sup>以上である者の技術上の基準は第1種製造者と同様。（一般則11条、液石則12条）

**届出書返戻**

届出者へ、届出書に受理印を押印の上、1部返戻する。

**通報**

- 1 北海道公安委員会又は各方面公安委員会へ通報する。
- 2 液化石油ガス又は液化天然ガスの場合は、公安委員会のほか事業所の所在地を管轄する消防長（消防本部を置かない市町村にあつては市町村長）へ通報する。（高圧ガス保安法施行令第17条）

**台帳作成**

決裁后台帳を作成し、記載する。